

## 第 18 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年12月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市役所本庁舎2階大会議室に招集した。

### 出席委員（24名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	3 番 渡 邊 隆 文
4 番 立 原 清 子	5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉
7 番 飛 田 信 弘	8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己
10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一
13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇	15 番 笹 沼 恭 一
16 番 関 成一	17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美
19 番 軍 地 美 代	20 番 高 安 幸 一	21 番 加 倉 井 幸 夫
22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一	24 番 外 岡 健 寿

### 欠席委員（なし）

### 事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第7号 水戸農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第8号 土地現況証明願に対する承認について

## 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議の対する同意について
- 報告第7号 転用事実証明の発行について
- 報告第8号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 報告第9号 農地の転用事後確認調査結果について

## 会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。皆様お揃いでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今年も残すところ、あと数日であります。本当にお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の総会も前回から全員出席の下でできるようになりました。本当に今年はコロナで始まってコロナで終わるような一年でした。当初は総会の参集人数を減じ、16人で開催していたわけですが、これからも全員が出席して総会が出来ることを期待したいものであります。

そういう中で、1年間が経過しまして、本当に皆様には大変お世話になりました。記念すべき1年だったと思います。東京オリンピックも昨年開催できず、今年何とか開催する運びとなったわけであります。本当に1年間お世話になりましたけれども、またひとつ来年もどうぞ皆様のご協力、よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第18回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よりまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

12番、浅井紘一委員、そして13番、市村正司委員、よろしくをお願いいたします。

初めに、議案の訂正と取下がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正・取下がございますので、お手元の第18回総会訂正・取下と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は1件でございます。案件は、議案書の11ページになります。

議案第3号 農地法第5条の第23項で、表の上から2段目になります。渡人の住

所・氏名の記載が誤っておりました。正しくは、訂正表にある訂正後の記載のとおりです。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

続きまして、議案の取下についてご説明いたします。

取下案件は1件でございます。案件は、議案書の12ページになります。

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する承認についてです。令和3年12月10日に願出人から取下願が提出されたことによる取下げです。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第18回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が20件、農地法第4条の審議案件が6件、農地法第5条の審議案件が27件、土地現況証明が2件でございます。報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が6件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が11件、農地法第18条第6項の通知が1件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして77件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を16番、関成一委員によりお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項及び第2項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項と第2項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして酒門地区の皆川重文委員、お願いいたします。

皆川（重）委員 この案件について、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項であります。内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございます。内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第 5 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第  
2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお  
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第 6 項及び第 7 項は関連がありますので, まとめて上程いたします。

この案件は, 加倉井委員に関係するので, 農業委員会等に関する法律第 31 条, 議  
事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(加倉井幸夫委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第6項と第7項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2各各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、加倉井委員に着席を求めます。

(加倉井幸夫委員着席)

議 長 第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可と相当と思われま。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。8番、一木委員も関係しますが、まとめて説明します。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議を願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいま関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますの

で、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願い  
いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条  
第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条  
第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきまして，調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は，議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて

の申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 5 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが，内容は，議案書のとおり一時転用申請でございます。  
申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，  
農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われます。  
なお，転用期間は 3 年間でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 6 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は、議案書のとおり一時転用申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地でございますが、市街化区域に近く住宅や施設等が連たんしている区域の小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

第3項及び第4項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項及び第4項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第3項が売買で第4項が使用貸借であります。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なため住家を新築し、併せて住家のための配水管を埋設したい旨の一時転用申請でございます。第3項の申請地は、土地改良区域内の農地であることから農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に、第4項は農振農用地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われます。

なお、第3項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を

得ております。また、第4項の転用期間は3年間でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

第3項、第4項とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。  
申請地は農振農用地であります。農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。

なお、転用期間は3年間あります。また、住宅に係る転用申請は、去る11月総会で審議し、許可と決定されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

内容は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は農振農用地でございますが、農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま

す。なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま

す。議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に診療所と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に診療所と保育所があることから農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10 番，安藏です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項及び第 14 項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項及び第 14 項は関連がございますので，まとめてご説明いたします。

契約内容は，両案件とも売買でございます。受人は現在アパートに住んでおります

が、手狭なので住家を新築し、併せて敷地が狭いため駐車場及び駐輪場を設置したい旨の申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第13項は建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公  
共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と  
思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅  
地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思

料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番、浅井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおり是正し、併せて農家住宅を建築したい旨の申請でございます。

なお、農家住宅を建てる土地は宅地部分になります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願。いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

本件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご

審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と  
思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 26 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番, 小島です。

この案件についても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 27 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第 1 種農地と思料されますが, 農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に4名の委員に関係する案件があります。

まず初めに、市村委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(市村正司委員退席)

議長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課の倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙1をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

市村委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の4ページ、28番の1筆になります。こちらは田で設定面積は全て再設定で1,566平方メートル、設定期間は5年間で、設定者1名、取得者1名、利用権設定日は令和3年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

(市村正司委員着席)

議長 続いて、安藏委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 安藏委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の6ページ、48番、7ページ、49番から56番、8ページ、57番、58番の計11筆になります。こちらは全て田で、設定面積は全て再設定で1万4,505平方メートル、設定期間は3年間または5年間で、設定者6名、取得者1名、利用権設定日は令和3年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 続いて、今関委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(今関征一委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 今関委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の10ページ、79番、80番、11ページ、81番、17ページ、136番の計4筆になります。こちらは全て田で、設定面積は4,977平方メートル、うち再設定3,300平方メートル、設定期間は3年間または10年間になり、設定者4名、取得者1名、うち再設定の設定者2名、取得者1名、利用権設定日は令和3年12月20日を予定しております。

また、転貸先情報につきましては、45ページ、79番、46ページ、136番に記載しておりますのでご確認ください。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお

願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、今関委員に着席を求めます。

(今関征一委員着席)

議 長 続いて、高橋委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高橋基委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 高橋委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の 37 ページ、294 番の計 1 筆になります。こちらは田で、設定面積は再設定で 446 平方メートル、設定期間は 12 年間で、設定者 1 名、取得者 1 名、利用権設定日は令和 3 年 12 月 20 日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高橋委員に着席を求めます。

(高橋基委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

それでは、令和 3 年農用地利用集積計画案の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が34万5,251平方メートル、うち再設定が18万4,300平方メートル、畑が6万985平方メートル、うち再設定が3万9,950平方メートル、設定者132名、取得者40名、うち再設定の設定者63名、取得者36名でございます。

利用権設定日は令和3年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましての説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積配分計画書案の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、田が新規設定のみで1万4,439平方メートル、畑が新規設定のみで2万3,405平方メートル、設定者1名、取得者8名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和4年2月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画案の一覧につきましては、次のページから記載しておりますので、各自ご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

議案第 6 号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

次に、議案第 7 号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。

今回、10 月受付分をご説明する前に、前回令和 3 年 4 月受付分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしました A 3 版で右上に「総会参考資料令和 3 年 12 月 13 日」と書かれた資料をご覧ください。

前回審議案件、令和 3 年 4 月受付分に係る水戸農業振興地域整備計画変更申出の手続状況を見ていただきまして、表紙をめくっていただきますと、表の上段、重要な変更 13 件につきましては、6 月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして、県と協議した結果、全て可となり、除外及び編入が完了しております。表の下段、軽微な変更 1 件につきましても用途変更が完了しております。

説明は以上でございます。

それでは、事前に郵送させていただいておりますお手元の別紙 3 「議案第 7 号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議資料について」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、各案件ごとの申出人、土地所有者、事業内容、申出地等の一覧表となっております。次ページからは、各案件の位置図等となっておりますので、順に説明いたします。

ここで、各案件の説明の前に、申出の取下げがございましたのでご説明いたします。取下げがあったのは案件ナンバー 7、1 件でございます、関係する資料は 25 ペ

ーじから 27 ページでございます。事業計画者より 12 月 9 日付で取下げがなされましたので、ご確認よろしく申し上げます。

それでは、案件の説明に入ります。

1 ページをお開きください。

案件 1 でございますが、除外する土地は藤井町地内で、申出人は住宅等の外構工事を請け負っている個人事業主で、現在、資材の調達をその都度行い、自宅の敷地で保管していましたが、少量の発注では効率が悪く、ある程度の資材を確保しておきたいとのことから、今回、売買によって土地を取得し、申出地に資材置場を設置する計画でございます。関係資料は 1 から 3 ページでございます。

4 ページをお開きください。

案件 2 でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在、借家住まいで手狭であるとのことから、今回土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は 4 ページから 7 ページまででございます。

8 ページをお開きください。

案件 3 を説明いたしますが、案件 4 及び軽微な変更 1 について関連がありますので、併せて説明させていただきます。

まず、案件 3 でございますが、除外する土地は全隈町地内で、申出人は、今回、土地の測量を行ったところ、住居の一部が隣接した農地を使用していることや農業用倉庫を併設していることが判明し、植栽や庭石などが多く、畑への復旧が難しいことから、主に庭として使用している部分について農家住宅の敷地拡張として是正すべく申出でございます。関係資料は 8 ページから 11 ページまででございます。

12 ページをお開きください。

案件 4 でございますが、除外する土地は全隈町地内で、申出人は土地所有者の娘の夫であり、現在、土地所有者である妻の両親と同居中でございますが、子供も生まれ手狭になったことから、今回土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地に世帯分離による自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は 12 ページから 17 ページまででございます。

続いて、48 ページをお開きください。

軽微な変更でございますが、軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は全隈町地内で、今回土地測量を行ったところ、農地の一部を農業用倉庫として利用していることが判明し、農業用倉庫用地として是正すべく申出でございます。関係資料は 48 ページから 51 ページまででございます。

なお、それぞれの申出の関係相関図については、51 ページなどに記載しておりますので、ご確認ください。

18 ページをお開きください。

案件 5 でございますが、除外する土地は河和田町地内で、申出人は農業生産法人に勤務し、また自らも営農している農業者で、今回、借家住まいで手狭であることや申出地が勤務先に近いなどの理由から、土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に農家住宅を建築する予定でございます。関係資料は 18 ページから 21 ページまででございます。

22 ページをお開きください。

案件 6 でございますが、除外する土地は全隈町地内で、申出人は旧山根小学校を改造し保育園や学童施設及び健康、語学、アウトドアなどの講座などを開設し、学校保育施設の運営を行っている法人で、早朝から夕方まで多くの方が施設を利用するため、恒常的な駐車場不足の状態であることから、今回、申出地を土地所有者から使用貸借し、来客用の駐車場を設置する計画でございます。関係資料は 22 ページから 24 ページでございます。

28 ページをお開きください。

案件 8 でございますが、除外する土地は飯島町地内で、申出人は土地所有者の孫であり、現在、親の実家で同居中でございますが、最近結婚をしたことにより手狭になったことから、今回、土地所有者より贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建設する計画でございます。関係資料は 28 ページから 31 ページまででございます。

33 ページをお開きください。

案件 9 でございますが、除外する土地は小吹町地内で、申出人は土地の所有者の孫であり、現在、借家住まいでございますが、子供も成長し手狭なことから、今回、土地所有者より贈与によって土地を取得し、申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は 33 ページから 37 ページまででございます。

38 ページをお開きください。

案件 10 でございますが、除外する土地は笠原町地内でございます。本案件に隣接している敷地につきましては、令和 3 年 4 月案件で自己用住宅用地として除外済みでしたが、今回、売買予定の面積が除外した面積と大きく差があることが判明しまして面積を修正したいとのことで、既存敷地の拡張として追加除外したい旨の申出でございます。関係資料は 38 ページから 40 ページまででございます。

41 ページをお開きください。

案件 11 でございますが、除外する土地は飯富町地内でございます。申出人は不動産業を営む法人で、以前より再生可能エネルギー事業に関心があり、今回、土地所有者から土地を使用貸借し、申出地に太陽光発電設備の設置を計画しております。関係資料は 41 ページから 42 ページまででございます。

43 ページをお開きください。

案件 12, 編入案件 1 でございますが, 編入する土地は内原町地内で, 申出人は, 今回申出地について農地以外の活用を長期間考えていないことや隣接する申出人所有の農地が農振農用地区域であることから, 同一の取扱いをしてほしいため編入したいとの申出でございます。今回編入する土地については, 農振法第 10 条の基準, 10 ヘクタール以上の集団的に存在する農用地に隣接しており適合しております。関係資料は 43 ページから 44 ページでございます。

45 ページをお開きください。

案件 13, 編入案件 2 でございますが, 編入する土地は河和田町地内で, 今回, 県営経営体育成基盤整備事業, 萱場地区の事業化に伴い農振農用地に編入したい旨の申出でございます。関係資料は 45 ページから 47 ページでございます。

今回受付分の説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが, ご意見, ご質問等がございましたらお願いいたします。

加倉井委員 21 番, 加倉井です。

案件 11 について意見を述べさせていただきます。

この場所は皆様ご存じのとおり, 令和元年の台風 19 号による被災で浸水した地域内にあります。再び大雨が降り浸水した場合には, この太陽光発電設備が何らかの被害を受け, 隣接農地で耕作している人たちが感電する危険性があると思われまので, 感電防止等の対策を講じること, また, 万一感電事故が起こった場合の補償を併せた対応策を講じることを設置事業者を求めるよう意見を付していただきたいと思ひます。

議 長 ただいま加倉井委員から, この案件 11 について意見がありましたけれども, ただいま加倉井委員が意見したように, 感電防止等の対策や感電事故がもしあった場合の補償に関する対応策を講じるよう事業者を求める内容の意見を付すことで, 皆さんご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 案件 11 について意見にあったように, 対応策を講じる旨の意見を付して回答し, その他の案件については意見なしで回答することに決定いたします。

ここで, 事業担当課は退席します。

次に, 議案第 8 号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、別紙4をご覧ください。

議案第8号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項は萱場町の畑、面積が合計1,742平方メートルの土地について、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をしたところ、転用目的のとおりでありましたので証明を可としたものであります。

第2項につきましても同じく現地調査の結果、転用目的のとおりでありましたので証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号につきましても資料のとおりでございます。

報告第9号につきましては、毎年県からの調査依頼に基づく転用許可後の事後調査の結果でございます。詳細は資料をご確認ください。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第18回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時35分